

名取川・阿武隈川下流大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「名取川・阿武隈川下流大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」とする。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、名取川・阿武隈川下流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了承を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、仙台河川国道事務所 調査第一課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 5月19日から施行する。
平成28年 8月 9日改定

別表1

名取川・阿武隈川下流大規模氾濫時の減災対策協議会 構成員

- (構成員) 仙台市危機管理監
- 名取市長
- 角田市長
- 岩沼市長
- 柴田町長
- 丸森町長
- 亘理町長
- 山元町長
- 気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
- 宮城県 総務部長
- 宮城県 土木部長
- 宮城県 仙台土木事務所長
- 宮城県 大河原土木事務所長
- 宮城県 仙台地方ダム総合事務所長
- 東北地方整備局 釜房ダム管理所長
- 東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長
- 東北地方整備局 仙台河川国道事務所長
- (事務局) 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査第一課

別表2

名取川・阿武隈川下流大規模氾濫時の減災対策協議会幹事会 構成員	
(構成員)	仙台市 防災計画課長
	名取市 防災安全課長
	名取市 消防本部 警防課長
	角田市 防災安全課長
	岩沼市 防災課長
	岩沼市 消防本部 警防課長
	柴田町 総務課長
	丸森町 総務課長
	亶理町 総務課長
	山元町 危機管理室長
	気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
	宮城県 危機対策課 課長補佐
	宮城県 河川課 技術補佐
	宮城県 仙台土木事務所 河川部長
	宮城県 大河原土木事務所 副所長
	宮城県 仙台地方ダム総合事務所 技術次長
	東北地方整備局 釜房ダム管理所長
	東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長
	東北地方整備局 仙台河川国道事務所副所長
(事務局)	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査第一課